

動物愛護管理法施行後における マイクロチップの装着・登録等について

令和4年5月19日

公益社団法人 日本獣医師会

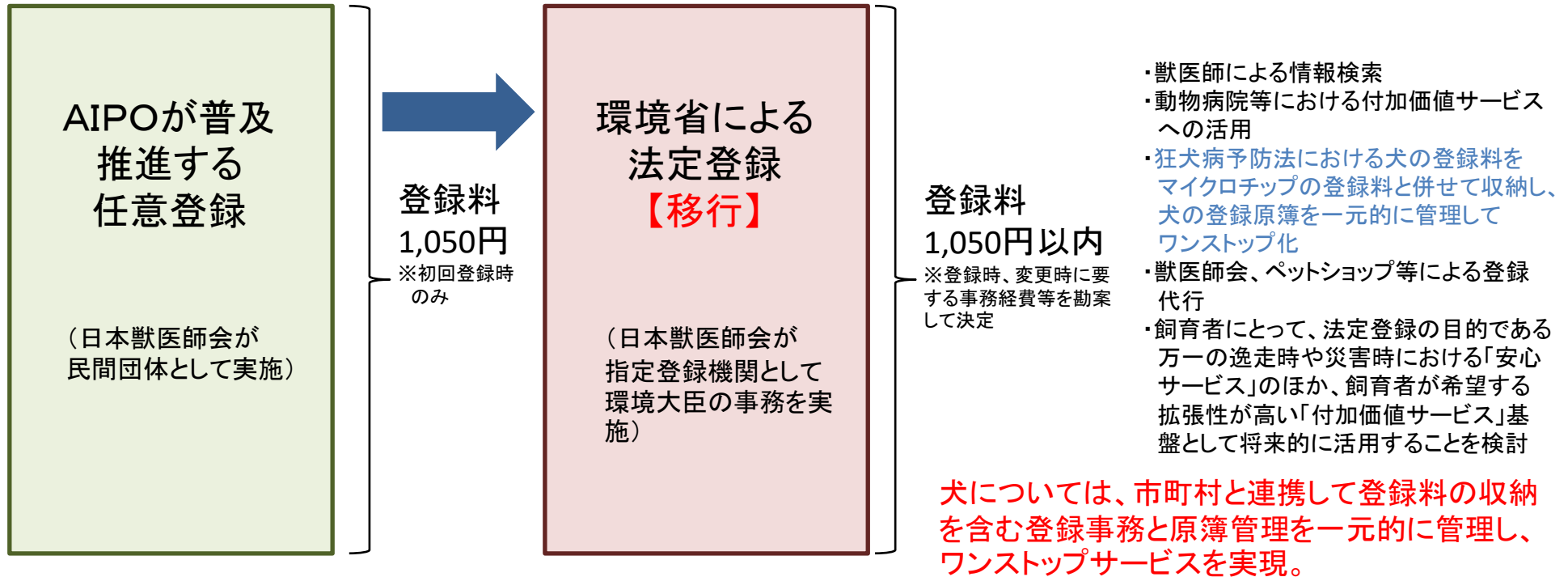
令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ（※当初の構想）

国内のマイクロチップ登録を一元化し、犬の登録については狂犬病予防法に基づく犬の登録と連携して一元管理することにより、自治体事務の効率化と飼育者の登録のワンストップ化を実現。

令和4年5月31日以前に民間のマイクロチップ登録機関に登録されている情報は、各機関が一括して法定登録データベースに情報を移管し、情報を整理しつつ運用精度を向上させる。

登録率向上に向け、飼育者の利便性を高める付加価値サービス提供基盤として整備し、官民一体となって制度の効果的な運用を図る。

参考：自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチームにおける「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について」においては「任意で登録情報を追加するサービスの提供についても検討。（任意情報：狂犬病予防接種その他のワクチン接種状況、ペット保険情報等。）」とされている。



令和4年5月31日
まで

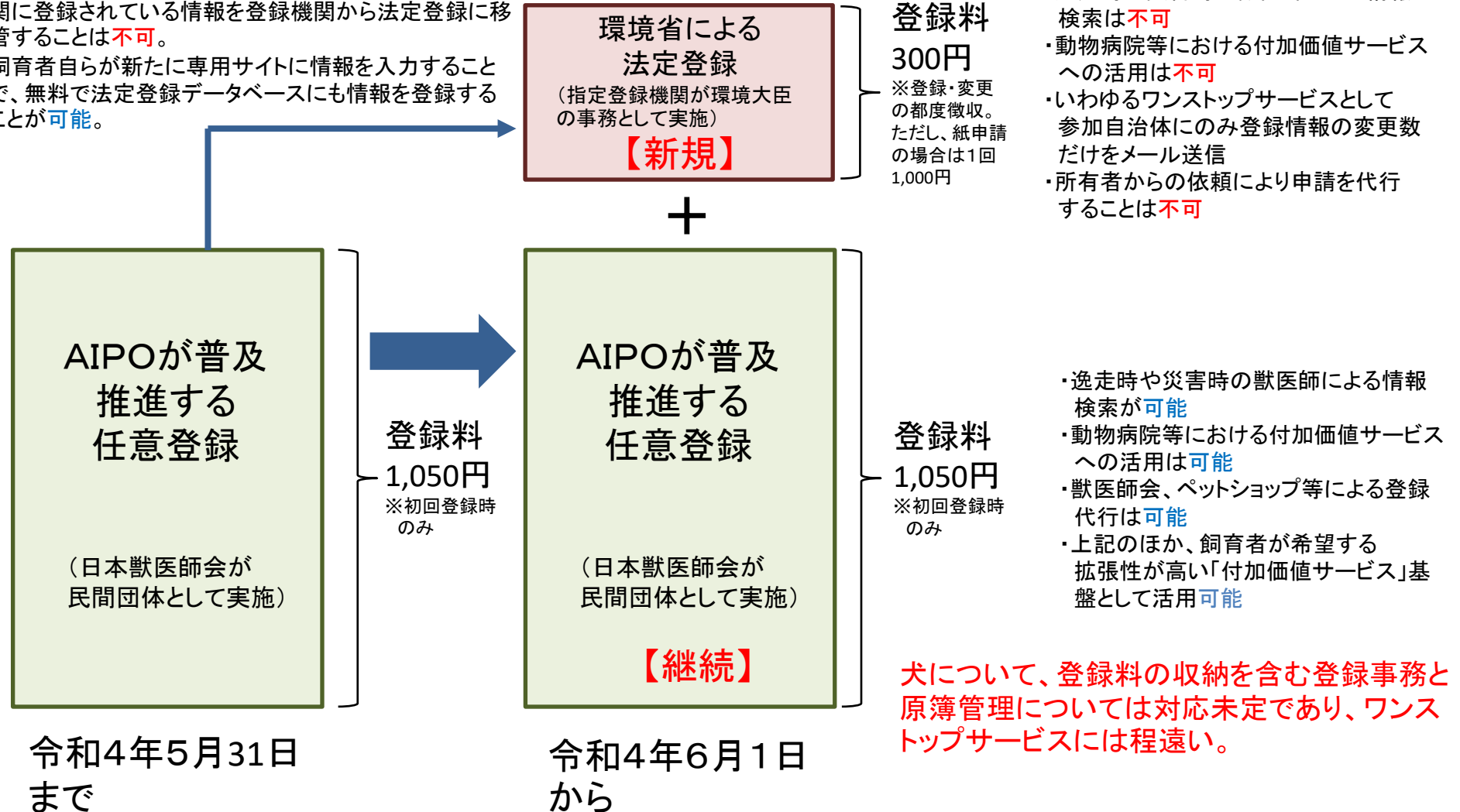
令和4年6月1日
から

令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ (※現状)

従来の民間団体としての任意登録と、新たに義務化される法定登録を別に運用。

令和4年5月31日以前に民間のマイクロチップ登録機関に登録されている情報を登録機関から法定登録に移管することは**不可**。

飼育者自らが新たに専用サイトに情報を入力することで、無料で法定登録データベースにも情報を登録することが**可能**。

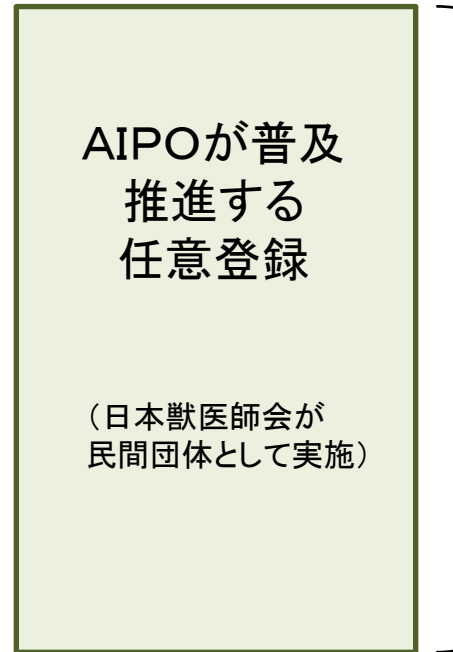


データベースの一本化イメージ (※運用改善案)

国が運用するデータベースに既存登録団体の持つデータを格納して一体的に管理することにより、法定登録と民間登録の二重管理の無駄を省き、利便性を高める。

【データベースの一体的管理】

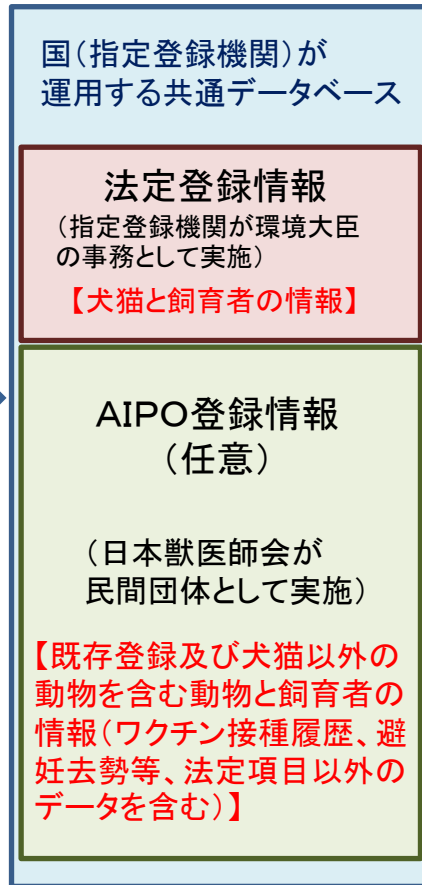
既存の民間マイクロチップ登録機関に登録されている情報を含む国内のマイクロチップ登録情報を一体的に格納する総合プラットフォームを国(指定登録機関)が整備し、民間登録機関と協働して制度の普及及び法目的である人と動物の共生社会の実現を推進。飼育者の利便性を高め、登録率を向上。



令和4年5月31日まで



登録料
1,050円
※初回登録時
のみ



令和4年6月以降早期に対応

※法定登録情報とAIPO登録情報は相互に流用せず別に管理することから、個人情報保護法上の疑義は生じない。



逸走時や災害時における
情報検索の一元化

獣医師による情報の検索を可能に

登録料
300円
※登録・変更の都
度。紙申請の場合
は1,000円

・国による国内の飼育犬猫データベ
ースとして管理運用。市町村等が狂犬病
予防法に基づく登録原簿の代替として
活用。

登録料
1050円以内
※登録・変更の都
度。実費を勘案し
て決定。

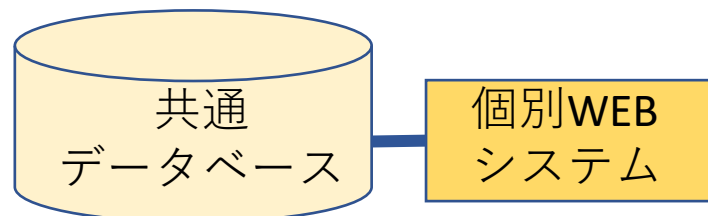
・逸走時や災害時の獣医師による情報
検索が可能
・動物病院等における付加価値サービス
への活用が可能
・獣医師、ペットショップ等による登録代
行が可能

【次期法改正に向けた課題】

販売用の犬猫以外のすべての犬猫に装着・
登録を義務化することにより、狂犬病予防法と
の一体的運用が可能に。

令和4年6月以降のAIPOデータベースによる登録の取扱い

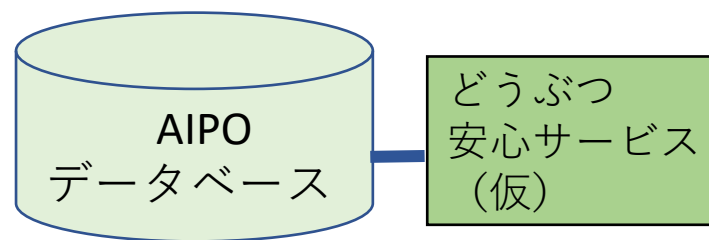
〔法定登録による犬と猫のマイクロチップ登録〕



- ・法定登録データベースとして運用。
(獣医師による検索、関連付加価値サービス提供は行わない。)

新規・変更登録料：300円（オンライン）、1,000円（紙）

〔AIPOデータベースによる登録の発展的継続〕



新規・変更登録料：1,050円（オンライン）

- ・獣医師が検索可能で、逸走動物の保護時や災害時に獣医師、獣医師会による対応が可能な飼育者に安心を提供するデータベースとして存続。
- ・付加価値サービスとして①健康診断サービス、②ワクチン接種情報（証明書表示機能）、③避妊去勢情報（証明書表示機能）、④かかりつけ病院情報、⑤病歴、薬歴等情報書き込み機能、等を提供。
- ・登録代行（代行委託費を獣医師会や事業者を支払）は従来どおり。
- ・動物種は飼育動物全般に対応。

AIPOデータベースによる登録は、獣医療サービスの向上（割引サービスを含む。）を主体とした飼育者の希望に応じた付加価値提供データベースとして、今後も利便性を高めつつサービス提供を行う。

マイクロチップ装着・登録に関する令和4年6月1日以降の動物病院での対応例

初めて来院した動物等、マイクロチップの装着・登録状況が未確認の場合には
マイクロチップリーダーによる読み取り確認を行い、以下の対応を行うことでAIPOへの
登録を促進

① マイクロチップが装着されていない犬猫

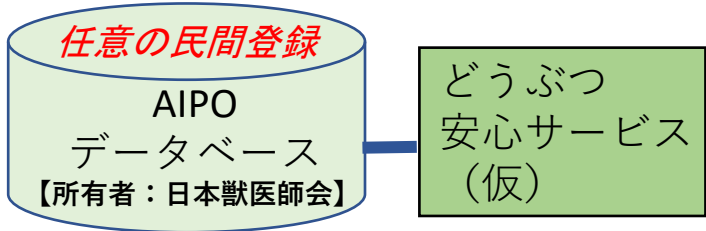
動物愛護管理法が改正され、マイクロチップの装着が努力義務となったことを説明。
法定登録と任意登録(AIPO)の違いを説明し、両方への登録をお勧め。

② マイクロチップが装着されている犬猫

法定登録と任意登録(AIPO)のいずれの登録か確認し、装着のみで全くの未登録
であれば①の対応。AIPOへの登録があれば情報検索を行い、現在の情報と変わ
りないか確認。法定登録のみであれば、法定登録と任意登録(AIPO)の違いを説
明し、AIPOにも登録いただくことをお勧め。

- 法定登録・任意登録のいずれも獣医師による代行が可能。
(法定登録はオンライン300円、紙1,000円、AIPOはオンライン・紙ともに1,050円)
- 地方獣医師会、動物取扱業者等によるAIPOの登録代行の仕組みは引き続き継続。

日本獣医師会が行う従来の任意登録（A I P O）の発展的継続（付加価値サービス）



AIPOへの登録を促進するため、新たな付加価値サービスを検討。専用アプリによりスマートフォン等で簡便に管理・表示を可能に。令和4年6月以降順次リリース。
(新規・変更登録料:1,050円)

新たな付加価値サービス例	飼い主・動物病院におけるメリット
ワクチン接種情報	狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の接種履歴を登録し、将来的に注射済票の代替として活用。ワクチン履歴をスマートフォンの画面で表示することで、ドッグランやペットホテルでの利便性を向上。ワクチン接種施設を登録することにより、かかりつけ動物病院とのつながりを強化。
避妊去勢情報	法定登録で登録されない避妊去勢情報について、従来からの対応を継続して記録し、アプリ画面で表示することで飼育者の利便性を向上。
健診割引クーポン	初回登録者に限り、割引クーポン（1,000円相当）を配布。獣医師会会員動物病院のうち、参加施設をあらかじめ登録しておきHP等で表示。運用は各施設に一任。実質的に地域の会員動物病院への来院誘導策として機能させる。新規来院を促進し、かかりつけ動物病院とのつながりを強化。
かかりつけ動物病院情報	かかりつけ動物病院を記録しておくことにより動物病院とのつながり・地域包括ケアサービスの強化、災害時等における地域での支援円滑化に寄与
病歴・薬歴・生活歴情報	飼育者自らが記録できる仕組みを作ることにより、ペットの健康への関心を高めるとともに、受診の際の情報の手かかりを記録

動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報登録における獣医師の役割

動物愛護管理法に基づく犬猫のマイクロチップ装着に係る獣医師の対応（令和4年6月1日以降の案）

- （１）マイクロチップの装着・装着確認（技術料は獣医師が設定）
- （２）装着証明書の交付（交付料は任意）
- （３）犬・猫の登録（登録料：オンライン300円、紙1,000円）

（３）は獣医師の行う診療行為であるマイクロチップの装着と一体をなすものであることから、装着の際に動物診療施設等で獣医師が対応する。

費用に関しては、政令に定められた手数料のみを代行収納し、獣医師は別途報酬を徴収しない。

【参考】狂犬病予防法に基づく犬の定期予防注射に係る獣医師の対応（現在実施中）

- （１）予防注射の接種（技術料は獣医師が設定）
- （２）犬の登録（登録料：約3,000円）、鑑札の交付（交付料は登録料に含まれる）
- （３）予防注射済票の交付（交付料：約550円）

（２）、（３）は基礎自治体と地方獣医師会との間での事務委託契約の中で実施しており、獣医師の行う診療行為である予防注射と一体をなすものとして注射の際に集合注射会場や動物診療施設等で獣医師が対応している。

費用に関しては、市区町村条例に定められた手数料のみを代行収納し、獣医師は別途報酬を徴収しない。

マイクロチップ装着証明書

- 改正動愛法により、マイクロチップを装着した獣医師は環境省令で定める事項を記載した証明書の発行が義務付けられました。
- 様式については、令和4年4月15日付け4日獣発第13号により通知するとともに、環境省が開設した準備サイトである、「犬と猫のマイクロチップ情報登録 令和4年6月1日リリースに向けた準備サイト」<https://pre.mc.env.go.jp/>に掲載しています。
- 法定登録の開始（6/1）までに、それぞれの動物診療施設にて準備をお願いします。
- 装着証明書を発行したら、必ず登録まで行うよう呼びかけをお願いします。

動物病院スタッフ全員で確認をお願いします。

【別紙】

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

マイクロチップの登録先
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会


<https://reg.mc.env.go.jp>

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

個別WEBシステム（法定登録オンラインシステム）の画面①（例・現在調整中）



個別WEBシステム（法定登録オンラインシステム）の画面②（例・現在調整中）



動物の健康及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

ホーム

>

一般的な飼い主の手続き一覧

>

所有者の変更登録

所有者の変更登録

1 入力

2 確認

3 支払い

4 証明書発行

5 完了

入力情報の確認

マイクロチップの識別番号

123 456 789 012 345

飼い主情報

修正する

個人または法人	個人
氏名	鈴木 次郎
氏名 (フリガナ)	スズキ ジロウ
住所 (法人にあては、事務所の所在地)	〒000-0000 東京都 港区南青山 1丁目1-1 新青山ビル23階
電話番号	電話番号：03-1234-5678 携帯電話番号：090-1234-5678
電子メールアドレス	user@example.com

犬猫情報

修正する

名前	ブル子
動物の種類	犬
品種	フレンチブルドッグ
毛色	ブリンドル
生年月日	2021年 7月 22日
性別	オス
動物の所在地	〒000-0000 東京都 港区南青山 1丁目1-1 新青山ビル23階
備考 (上記以外の犬や猫の特徴、その他の事項がある場合)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX
鑑札	2016 (平成28) 年 4月 1日 00000

< 戻る

支払い方法の選択へ >

利用規約

プライバシーポリシー

個人情報保護方針

特定商取引法に基づく表示

Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

獣医師

動物の登録及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度指定登録機関についてダウンロードよくある質問お知らせお問い合わせ

ホーム > 一般の飼い主の手続き一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

1入力

2確認

3支払い

4証明発行

5完了

支払い方法の選択

手数料

所有者の変更登録の手数料：300円

支払い方法

- クレジットカード決済またはコード決済でのお支払いが可能です
- 手数料は、行政手数料のため非課税となります
- 領収書の発行は行っておりません。あらかじめご了承ください

☒ フレジットカード決済
クレジットカード情報の取り扱いにつきましては、[こちら](#)をご確認ください

☐ コード決済
ご利用可能なコード決済サービス：PayPay

<戻る

支払い手続きへ>

(別サイトの画面が開きます)

利用規約ウェブアクセスポリシー個人情報保護方針特設開設方法に基づく表記

Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.



動物の医療及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

ホーム

>

一般の飼い主の手続き一覧

>

所有者の変更登録

所有者の変更登録

1

2

3

4

5

入力

確認

支払い

証明書印刷

完了

登録証明書のダウンロード

支払い手続きが完了しました。
登録証明書をダウンロード後、[変更登録の完了へ]ボタンを押してください。
登録証明書は、今後の手続きの際に必要になります。第三者に開示しないよう大切に保管してください。



登録証明書のダウンロード
(PDF)

登録証明書をダウンロードしましたら、登録証明書の内容を確認してください。
登録証明書がダウンロードされていない場合、再度「登録証明書をダウンロード」ボタンをクリックしてダウンロードしてください。

変更登録の完了へ

[登録証明書のダウンロード]ボタンを押した後に、[変更登録の完了へ]ボタンを押します

印刷規約

ウェブアクセシビリティ

個人情報保護方針

特定商取引法に基づく表示

Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.